

夏休みでも長期投薬は出来るの？

「1回の処方で14日分までしか投薬が認められていない薬剤」があるのはご存知ですか。そのような薬剤でも、**特殊事情**に該当すれば、必要最小限の範囲で30日分を限度として投薬が認められています。

【特殊事情】

投薬期間が1回14日分を限度とされている内服薬及び外用薬でも、「海外への渡航、年末・年始、連休」にかかる場合は特殊事情に該当し、必要最小限の範囲で30日分までの投薬が認められています。

ア 「必要最小限の範囲で30日分まで」とは、下記イ・ウの特殊事情に該当している場合に、必要最小限の範囲で最大30日分までの投薬が認められているということであり、必ずしも全薬剤を30日分投薬しなければならないという事ではありません

イ 「海外へ渡航」とは、患者様が海外へ旅行する事や出張する事などのことであり、国内の長期旅行は該当しません（処方医が海外に旅行する事ではありません）

ウ 「年末・年始」とは12月29日から1月3日までと解釈されています

お盆休みなどの夏休みは長期投薬が可能となる特殊事情に

該当するのでしょうか？

該当しません

- お盆の時期の連休（会社の休みなど）は、法定の連休とは解釈されませんので、長期投薬の対象とはなりません。
- お盆に帰省する（長期国内旅行を含む）場合も、特殊事情に該当しません。
- お盆の時期に海外旅行（出張）する場合は、特殊事情に該当するので長期投薬は可能です。
- お盆の時期に連休を取って休診する医療機関において、受診している患者様のためだからといって、長期投薬をすることは出来ません。医療機関（処方医）の都合は、特殊事情に該当しないからです。

楽しい夏休み、
お薬がなくならないように十分に注意して下さい！！